

長沼町せせらぎ公園条例新旧対照表

旧			新		
別表(第7条関係)			別表(第7条関係)		
1 第3条の許可に係る行為			1 第3条の許可に係る行為		
項目	単位	金額	項目	単位	金額
商行為	1日につき	<u>51円</u>	商行為	1日につき	<u>52円</u>
業として写真、映画の撮影	1日につき	<u>51円</u>	業として写真、映画の撮影	1日につき	<u>52円</u>
興行	1平方メートル 1日につき	<u>10円</u>	興行	1平方メートル 1日につき	<u>11円</u>
展示会その他これらに類する催しもの	1平方メートル 1日につき	<u>10円</u>	展示会その他これらに類する催しもの	1平方メートル 1日につき	<u>11円</u>
競技会	10平方メートル 1日につき	5円	競技会	10平方メートル 1日につき	5円
2 第6条の許可に係る占用			2 第6条の許可に係る占用		
項目	単位	金額	項目	単位	金額
電柱	1本 1年につき	<u>124円</u>	電柱	1本 1年につき	<u>126円</u>
電線	1メートル 1年につき	<u>24円</u>	電線	1メートル 1年につき	<u>25円</u>
変圧塔	1本 1年につき	<u>370円</u>	変圧塔	1本 1年につき	<u>377円</u>
標識	1本 1年につき	<u>370円</u>	標識	1本 1年につき	<u>377円</u>
その他物件工作物又は施設	1平方メートル 1日につき	5円	その他物件工作物又は施設	1平方メートル 1日につき	5円